

人事委員会規則番	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会規則第1号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和元年10月30日
人事委員会規則第2号	さいたま市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	令和元年10月30日
人事委員会規則第3号	さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	令和元年10月30日
人事委員会規則第4号	公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和元年10月30日
人事委員会規則第5号	外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和元年10月30日
人事委員会規則第6号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和元年10月30日
人事委員会規則第7号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和元年12月19日
人事委員会規則第8号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和元年12月19日

さいたま市人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長事務部局	(1)～(5) [略] (6) 院長、副院長、院長補佐、副看護部長、科長（医療職給料表(2)の適用を受ける者に限る）、技師長及び看護師長 (7)～(20) [略]	市長事務部局	(1)～(5) [略] (6) 院長、副院長、院長補佐、副看護部長、科長（医療職給料表(2)の適用を受ける者に限る）、技師長、 <u>理学療法士長</u> 及び看護師長 (7)～(20) [略]
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第2号

さいたま市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の任用に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（選考による採用）</p> <p>第10条 次に掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職</u></p> <p><u>(12) [略]</u></p>	<p>（選考による採用）</p> <p>第10条 次に掲げる職への採用は、選考によることができる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) [略]</u></p>
<p>（条件付採用期間の延長）</p> <p>第30条 任命権者は、条件付採用期間中の職員（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）が次の各号のいずれかに該当する場合には、6月以内の期間を限ってその延長を人事委員会に申請することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>2 会計年度任用職員が条件付採用期間の1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。</u></p> <p><u>3 任命権者は、条件付採用期間中の会計年度任用職員について、正式採用となるための職務遂行の能力の実証が十分でないと認められる場合においては、1月以内の期間を限ってその延長を人事委員会に申請することができる。</u></p> <p><u>4 第1項及び前項の申請は、条件付採用期間の終了する日の10日前までに、延長すべき理由及びこれを明らかにする資料を添えて行わなければならない。</u></p>	<p>（条件付採用期間の延長）</p> <p>第30条 任命権者は、条件付採用期間中の職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、6月以内の期間を限ってその延長を人事委員会に申請することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>2 前項の申請は、条件付採用期間の終了する日の10日前までに、延長すべき理由及びこれを明らかにする資料を添えて行わなければならない。</u></p>

(臨時的任用を行うことができる場合)

第31条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を6月を超えない期間で臨時的に任用することができる。

(1)～(3) [略]

(臨時的任用を行うことができる場合)

第31条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を6月を超えない期間で臨時的に任用することができる。

(1)～(3) [略]

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後のさいたま市職員の任用に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第14条第1項の規定による選考の実施及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても改正後の規則第10条及び第12条から第14条までの規定の例により、行うことができる。

## さいたま市人事委員会規則第3号

### さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(競争試験又は選考の通知及び報告) 第4条 任命権者は、前2条の規定により委任を受けた競争試験又は選考（ <u>任用規則第10条第11号に掲げる職への採用に関する選考を除く。</u> ）を実施する場合には、あらかじめその実施について人事委員会に通知しなければならない。 <u>2 任命権者は、前2条の規定により委任を受けた競争試験又は選考を実施した場合には、その結果について人事委員会に報告しなければならない。</u>	(競争試験又は選考の通知及び報告) 第4条 任命権者は、前2条の規定により委任を受けた競争試験又は選考を実施する場合には、あらかじめその実施について人事委員会に通知するとともに、 <u>その結果について人事委員会に報告しなければならない。</u>

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市人事委員会規則第4号

### 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定によりさいたま市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>第6条 条例第11条第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法第22条の規定によりさいたま市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>	<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定によりさいたま市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>第6条 条例第11条第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法第22条第1項の規定によりさいたま市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第5号

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定によりさいたま市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。）第4条第5項の規定により標準号給数（同条第7項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）第24条第1号に掲げる職員であるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定によりさいたま市以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、<u>次の各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) 一般の派遣職員が、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。）第4条第5項の規定により標準号給数（同条第7項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、さいたま市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第54号）第24条第1号に掲げる職員であるものとする<u>こと。</u></p> <p>(2) 一般の派遣職員に、<u>給与条例附則第32項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定</u></p>

4～9 [略]

の適用があるものとする。  
4～9 [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市人事委員会規則第6号

### さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職務の分類) 第3条 条例第3条第2項ただし書に規定する職の職務の分類については、別表第1に定める職務分類表に定めるとおりとする。	(職務の分類) 第3条 条例第3条第3項ただし書に規定する職の職務の分類については、別表第1に定める職務分類表に定めるとおりとする。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長事務部局	(1)・(2) [略] (3) 所長（第3類事業所の長及び市民の窓口の所長を除く。） ）、場長、東京事務所及び患者支援センターの副所長並びに大宮盆栽美術館の副館長 (4)～(16) [略] (17) 保健福祉局市立病院病院経営部病院総務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。） (18) 保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の予算に関する企画事務を担当する者に限る。） (19)・(20) [略]	市長事務部局	(1)・(2) [略] (3) 所長（第3類事業所の長及び市民の窓口の所長を除く。） ）、場長、東京事務所の副所長及び大宮盆栽美術館の副館長 (4)～(16) [略] (17) 保健福祉局市立病院経営部庶務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の人事に関する企画事務又は職員の福利厚生に関する事務を担当する者に限る。） (18) 保健福祉局市立病院経営部財務課の課長補佐、主幹、参与及び係長（病院の予算に関する企画事務を担当する者に限る。） (19)・(20) [略]
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、令和元年12月29日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第8号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
(1) 行政職給料表職務分類表		(1) 行政職給料表職務分類表	
職務の級	職務	職務の級	職務
[略]		[略]	
5級	(1)～(5) [略] <u>(6) 患者支援センターの副所長の職務</u> (7) [略] (8) [略]	5級	(1)～(5) [略]  (6) [略] (7) [略]
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	
(2)・(3) [略]		(2)・(3) [略]	
(4) 医療職給料表(3)職務分類表		(4) 医療職給料表(3)職務分類表	
職務の級	職務	職務の級	職務
[略]		[略]	
5級	[略]	5級	[略]
6級	<b>患者支援センターの所長の職務</b>		
備考 [略]		備考 [略]	
(5) [略]		(5) [略]	

附 則

この規則は、令和元年12月29日から施行する。